

在宅療養実績加算に関する掲示

当院では「緊急往診の実績件数が年間 4 件以上、在宅における看取り件数が年間 2 件以上の基準」を満たしています。往診料、在宅時医学管理料、施設入居時医学総合管理料を算定している患者様に対し、実績加算として決められた診療報酬を加算しております。

医療法人社団 誠弘会 池袋病院